

第16日

平成25年12月20日（金）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第97号議案ほか8件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君登壇）

○総務文教常任委員長（浅尾静二君） ただいま議題となりました第97号議案ほか8件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第97号議案朝倉市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、水防法の中の水防協議会の委員数の枠が削除されたため、朝倉市水防協議会の委員の数を40人以内としていたものを20人以内に変更するもの等であります。このことは、協議会を40人体制で運営することは現実的でないこと、また、水防に関する事項は防災の一部であり、切り離して協議するべきものではなく、市では、防災会議の委員が水防協議会の委員を兼ねることを想定しており、現在12名で構成する防災会議の委員に、今後委員の追加を協議しているところであり、委員数が20人以内とすることが市としては機能しやすい人数だと考えていることであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とするものの、今後、土砂災害、水害等もふえる可能性もあるため、実務的に活動できる各種団体を委員として加えるなど、災害時に効率的な活動ができるような組織づくりに努めていただくよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第98号議案朝倉市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により、消費税及び地方消費税に係る税率が5%から8%に改定され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市手数料条例のほか29条例について一括して規定の整備を行うものであります。

執行部の説明によりますと、改正に当たっての使用料、手数料等の改定の基本的な考え方については、現行の使用料等は消費税5%を含む総額表示となっていることから、使用

料等の改定につきましては、消費税5%抜きの基準となる額に8%を加算し、10円未満を切り捨てた額を基本としているとのことであります。

また、特別会計、企業会計における使用料等の改定につきましては、消費税の申告義務があることから、端数処理は行わず、消費税5%抜きの基準となる額に8%を加算した額を基本としているとのことであります。

また、当条例におきましては、その内容は変わらないものの、別表等をわかりやすくするための改正や、文字を常用漢字に改めるなどの表記上の改正もあわせて行っているとのことであります。

その中で、本来、消費税が非課税である手数料の額に対し、消費税及び地方消費税相当額を含むとの記載があるため、これを削除しようとする改正もあり、その内容について執行部に説明を求めたところ、その記載については、朝倉市合併時の3市町の手数料額の調整を行い、上程する際に誤って記載されたものであり、そもそも上位法である消費税法で非課税とされているものに対して消費税を課すことはできず、その額については消費税は含まれていないとのことであります。

執行部としては、誤った表記をしていたことについては反省し、今後、このようなことがないように努めていきたいとのことであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とするものの、使用料等の改定については、市民が混乱しないよう十分な情報提供を行っていただくよう要望するとともに、条例に誤って記載されたことで、市民の誤解を招くようなことがあってはならないことであり、今回の消費税に関係する条例以外の条例等に対しても、しっかりと精査していただくよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第99号議案朝倉市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法により、社会教育法の一部が改正され、定められていた社会教育委員の委嘱の基準が削除されたことにより、条例で社会教育委員の委嘱の基準を定める必要が生じたため、改正を行うものであります。

執行部の説明によりますと、これまでの社会教育委員の委嘱の基準を検証した結果、引き続き、同様の内容で選考することが妥当であると判断し、同様の内容を条例に定めようとするものであります。

委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第100号議案朝倉市甘木B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、財団法人B & G財団が公益財団法人へ移行したこと、消費税及び地方消費税に

係る税率が5%から8%に改定され、平成26年4月1日から施行されること並びに水泳教室等を指定管理者の自主事業として実施することに伴い、規定の整備を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、まず消費税にかかわる使用料の改正については、さきの第98号議案で報告した使用料等の改定の基本的な考え方による改正となっております。

次に、水泳教室の会費等の規定の削除についてですが、執行部の説明によりますと、B&G海洋センターの指定管理者は、市からの指定管理料と施設の使用料等の収入を財源として海洋センターを経営しております。したがって、指定管理料が一定額であっても、指定管理者の経営努力により施設の利用等がふえれば、多様な事業の展開が可能となります。そのためには、指定管理者みずからが企画、立案し、実行できる自主事業の幅を確保していく必要があるとのことであります。

しかしながら、本来、自主事業と位置づけることができる水泳教室等については、現在、条例で料金設定がなされており、制限がかかっている状況と言えるため、この料金設定を削除することにより、水泳教室等については、指定管理者が需要と供給のバランスの中で適正価格の設定を行い、自主運営ができるようにし、指定管理者の自主事業の拡充を可能としたいということであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第101号議案朝倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、いわゆる第3次地方分権一括法により、地方青少年問題協議会法の一部が改正することに伴い、青少年問題協議会の組織等について定める必要が生じ、改正を行うものであります。

執行部の説明によりますと、地方青少年問題協議会法では、会長及び委員若干人で組織するとなっておりますが、具体的な委員数までは定められていないため、条例で会長及び委員20人以内と規定するとともに、法の改正により、組織に関する条文が削られた部分について、この条例で定めようとするもの等であります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第107号議案、第108号議案及び第109号議案につきましては、財産の取得についてであり、それぞれ朝倉市情報端末、教育用センターサーバ、朝倉市立小・中学校パソコン教室等情報端末を取得するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められているものであります。

まず、第107号議案につきましては、Windows XPのサポートが平成26年4月に

終了することに伴い、Windows 7への切りかえを行うためのものであり、入札により購入の相手方を決定し、具体的には情報端末、いわゆるパソコン471台、モノクロレーザープリンター49台、カラー複合機5台を取得しようとするものであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、108号議案につきましては、各学校に設置してあるパソコン教室用のサーバが平成25年度で耐用年数が切れることとなるため、これを更新するものであります。これまで各学校に設置していたものをセンターサーバ設置により一元化することで、システム構成のスリム化とIT資産の削減等を実現しようとするものであります。

機器の更新に当たっては、現在運用中の情報系システムやネットワークの統合と密接に連携しており、その構成や設定情報を詳細に把握している必要がありますが、それに該当する業者は、昨年度実施した基幹系及び情報系ネットワーク統合業務において、その構築に携わった業者のみであることから、その業者、富士通株式会社と随意契約を締結し、機器の購入をしようとするものであります。

本委員会といたしましては、センターサーバ化による経費の削減や運用に関するメリットを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第109号議案につきましては、市内の小中学校20校のうち、平成22年度に整備が終わっている2校を除いた18校分のパソコン教室について情報端末関連機器の更新を行うものであり、その更新にあわせ、全中学校のパソコン教室をLL教室として使用するため、語学学習サポートシステムを導入するとのことであります。

この機器の更新につきましては、先ほど報告した第107号議案と同様に、耐用年数の問題と、Windows XPのサポートが平成26年4月に終了することに伴うものであり、平成19年、平成20年に購入したものを対象とし、購入の相手方は入札によって決定されております。

本委員会といたしましては、生徒、児童がパソコンに触れられる機会がこれまで以上に与えていただきたいということに加え、生徒、児童だけではなく、教職員のレベルも高めていただき、パソコン教室のより一層の活用と教育の質を高めていかれるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第114号議案指定管理者の指定について（甘木B&G海洋センター）であります。

本案は、朝倉市甘木B&G海洋センター条例第14条の規定に基づき、朝倉市甘木B&G海洋センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会に議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、平成15年の地方自治法の一部改正により、公の施設を民間業者等に管理運営を委託することができることとなり、B&G海洋センターは、平成18年

度からの3年間の第1期の指定管理期間、平成21年度から平成25年度の5年間の第2期の指定管理期間とし、指定管理者による運営を行ってまいりましたが、両期間とも有限会社ヴァスカを指定管理者としております。この期間が平成25年度で終了することから、平成26年度から平成30年度までの5カ年の指定管理者として、引き続き、有限会社ヴァスカを指定したいということでもあります。

募集に当たっては、公募方式ということで、広報紙、ホームページでお知らせをし、現地見学会及び説明会を行ったところ、この説明会には2つの団体が出席し、最終的には1団体が申し込みされたということでもあります。

この応募団体が当海洋センターの指定管理者としてふさわしいかどうかを指定管理者候補者選定委員会で審査し、候補者として決定したとのことでもあります。

本委員会といたしましては、現指定管理者の有限会社ヴァスカの選定は適正であると判断するとともに、今後も指定管理者による運営とはいえ、市からも十分なチェックを行い、安全な運営がされるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。11番富田栄一議員。

○11番（富田栄一君） 11番です。98号議案について御質問と、確認の意味で質問させていただきます。

まず、これについては消費税を取ってはならないものを条例として決めたということで、私自身もこの議員として、議会議員として非常に反省するところであります。当時の合併時の繁忙さの中で市民サービスを怠らないように、通常業務をやりながらの条例を初めいろんなことをやってきたということの中で、ある面では業者に委託したこともあったでしょうが、その中であってはならない条例のミスをしてしまったということだと思っております。

総務委員会で精査していただいたと思うんですが、料金については何ら扱ってないと、消費税を加えるということで足し算をしたわけではないということ、そういう条例の過程の中でのそういうことがちゃんとあってたという中で記載ミスと、あってはならないことだったということで、市民にも迷惑かけますけれども、市民サービス、また料金的なものも何ら変わらなかったということの確認の質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（浅尾静二君） 総務文教常任委員会でも、今、富田議員の言われたことについては確認をいたしました。その内容につきましては、やはり誤った表記があったということについては執行部も認めております。料金の消費税分の上乗せがあったということではなく、取ったということではなく、そのことも十分確認をしておりますし、

そのことについて市民が混乱を招かないようにとかいうことの議論も執行部に対して申しましたし、この条例については通すということで、問題なかったということで、問題なかったといえますか、消費税を取ってなかったということの確認は十分委員会では確認をいたしました。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 今回の98号議案で、その誤った表示という言葉がちょっと気になるんですが、実はこの誤ったということは、市民が何らかのこの表示の金額で不利益をこうむっていないか、そこはどういうことであったか、あったかなかなかただけでもいいですが、お答え願いたいと思います。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（浅尾静二君） 先ほど説明しましたとおり、消費税分、表記には消費税に、ちょっと待ってくださいね、消費税を含むという表記があったというのは、これは事実、確認しておりますし、今度の改正により、その部分が削除されたことについて、この部分について執行部からも説明を受けました。じゃあこの消費税を今まで取っていたのかということについては、取っていないということの説明を十分に受けたということで、また報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 15番田中哲也議員。

○15番（田中哲也君） 言葉の中に誤ったということと言われると、やっぱり疑義を生じるわけです。だから本来、説明、執行部の説明がそうだったということですけど、執行部自体も誤ったちゅう言葉は、私はそういう今後使ってもらったら、やっぱり疑義を生じることになるので、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思います。

回答はいいです。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、以上で、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第97号議案朝倉市水防協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第98号議案朝倉市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、以上で、討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第99号議案朝倉市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案朝倉市甘木B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案朝倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第107号議案財産の取得について(朝倉市情報端末)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第108号議案財産の取得について(朝倉市教育用センターサーバ)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第108号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第109号議案財産の取得について(朝倉市立小・中学校パソコン教室等情報端末)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第109号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第114号議案指定管理者の指定について(甘木B&G海洋センター)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第114号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第92号議案ほか5件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇)

○環境民生常任委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第92号議案ほか5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第92号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

本件は、事業勘定において、歳入歳出それぞれ4,446万5,000円を追加し、直営診療施設勘定において、臨床検査機器購入等に伴う債務負担行為を設定するものであります。

内容といたしましては、まず事業勘定につきまして、平成24年度の国民健康保険療養給付費等負担金の額が確定したことに伴い、超過交付された額を国庫に返納する必要が生じたことから、これを補正しようとするものであります。

歳入は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金を増額し、歳出は、一般被保険者療養給付費の充当財源の組みかえを行った上で、償還金の補正を行うものであります。

次に、直営診療施設勘定につきましては、病理診断臨床検査業務委託料、臨床検査機器購入費、臨床検査機器システム使用料及び保守点検委託料の3つの事項につきまして、債務負担行為を設定するものであります。

内容といたしましては、いずれの事項も入札による契約であります。業務の性質上、平成26年度当初からの業務に支障を来さないために、あらかじめ債務負担行為を設定することにより、契約前年度の平成25年度から事務手続を進めるものであります。

本委員会といたしましては、事業勘定につきましては、非常に厳しい状況ではあります。今後とも健全な財政運営ができるように努力することを要望し、直営診療施設勘定につきましては、事務執行上必要な措置であり、信頼できる診療所として努力を続けることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第93号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

本件は、保険事業勘定において、介護保険事業計画策定業務委託に伴う債務負担行為を設定し、その計画策定に係るニーズ調査の経費について151万6,000円を追加しようとする

ものであります。

内容といたしましては、まず債務負担行為補正の追加で、第6期介護保険事業計画策定業務委託料、期間は平成26年度、限度額253万5,000円であります。

執行部の説明によりますと、平成27年度から29年度までの3年が第6期の計画期間であります。これまでに国が示した社会保障審議会などの資料によると、大幅な制度見直しが予測されることから、本年度、平成25年度からデータ収集及び計画策定業務委託先を決定し、通常より早く策定業務に着手したいと考えたとのことです。

次に、歳出につきまして、計画策定委員会費151万6,000円は、日常生活圏域ニーズ調査に係る経費とのこととあります。

歳入につきましては、一般会計繰入金151万6,000円で、ニーズ調査に係る経費を一般会計から事務費として受け入れるものとのこととあります。

本委員会といたしましては、介護保険制度の次期改正が大幅な内容となることを見据え、早目に策定業務に着手するためのものであることを理解し、十分に検討した上で、地域の声を反映した計画となるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第102号議案朝倉市浄化槽条例及び朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、浄化槽清掃業の許可及び手数料並びに火葬場の使用料に係る規定の整理を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

主な改正内容といたしましては、朝倉市浄化槽条例、朝倉市火葬施設条例ともに、本来消費税が非課税である手数料及び使用料の額に誤って消費税及び地方消費税相当額を含むとの記載があるため、これを削除しようとするものです。

執行部の説明によりますと、消費税及び地方消費税相当額を含むとの記載については、朝倉市浄化槽条例は市町村合併時、朝倉市火葬施設条例は、それまで甘木・朝倉広域市町村圏事務組合所管であった火葬場、香華園について、平成23年度に当時の朝倉市杷木支所へと移管するため条例の規定整備がなされた折、新たに挿入されたものでありましたが、消費税法の規定により非課税とされておりますので、これについて削除しようとするものであります。

この件につきまして、それぞれの手数料、使用料の額の設定経過の説明がありました。まず朝倉市浄化槽条例の手数料は、旧朝倉町と旧杷木町が同額で、旧甘木市の額と異なっておりましたが、旧甘木市の額を参考に設定したとのこととあります。その際、旧甘木市の額に上乗せされている理由については、消費税創設時並びに消費税引き上げ時及び地方消費税創設時に政令により手数料徴収時に必要な人件費、物件費などの事務コストを考慮する必要があるとの考え方が示されているためとのこととありました。

次に、朝倉市火葬施設条例の使用料は、平成23年度に杷木支所へ移管される時点で、甘

木・朝倉広域市町村圏事務組合の条例と本市条例が同額であったため、その額で設定されたとのことであり、両条例の手数料、使用料について、消費税及び地方消費税相当額は考慮しておらず、含まれていないとのことであります。

また、条例などを立案する際の根拠となる法解釈の中に、上位法は下位法に優先するという形式的効力の原理があり、法形式を異にする法令相互の間で、その内容に矛盾、抵触が生じた場合には、上位の法令が下位の法令に優先して適用されるとのことであります。上位法である消費税法に矛盾する内容がある条例である場合、その内容は無効であるとのことであります。

本委員会におきましては、今回の件については、市民目線から考えるべきであって、消費税及び地方消費税相当額を含むとの記載があったという事実は重く、これは単なるミス、単純な間違いでは済まされない問題であり、説明責任を果たしていないとの反対意見があったところであります。

それに加え、長期間にわたり誤記の状態であったことや、例規審査委員会などで何度もチェックする機会があったにもかかわらず、この記載誤りを見逃してしまったことについて危機感が足りないとの意見があったところであります。

また、一方で、手数料、使用料の額の設定経過についての執行部説明で、明らかに消費税及び地方消費税相当額を含むとの記載が誤りであったことは理解できたとの意見や、上位法が下位法に優先するという説明や、朝倉市浄化槽条例の手数料が旧甘木市の額に上乘せされている理由についても、政令により示された事務コストの上乗せ分であったことも理解できたとの意見がありました。

執行部からは、今回の件で多方面に多大な影響を及ぼすことを深く反省し、今後、十分に注意することはもちろんのこと、経緯を見直し、今後、縦、横の連携をとりながら、誤りのない事務執行を行うとのことであります。

本委員会といたしましては、今回の誤りが決してあってはならず、説明責任を果たしていないとして反対意見がありましたが、市は市民から信頼されるものであるべきで、今回の重大な誤りは、それを失いかねない大きな問題ではあるが、今後は危機感を持って、同じ誤りがないように厳重に注意し、事務を行っていただくこと、また、誤った条例をこのまま残してはならず、正式に整理すべきという点から賛成との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第105号議案第2次朝倉市健康増進計画の策定についてであります。

本件は、平成26年度から平成35年度までを計画期間とする第2次朝倉市健康増進計画を策定するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、第1章、計画の策定についてで、この計画が厚生労働大臣告示として示された5つの基本方針に基づき策定しようとするものであり、位置づけとし

ては、健康増進法第8条第2項の規定に基づき、国、県の健康増進計画の基本的方針を参考に、生活習慣病予防の推進により重点を置き、第1次朝倉市総合計画を初めとする市の関連計画との整合性を図りながら、健康づくりを推進していくための計画であるとのことであります。

計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間で、5年後の中間評価で、目標値の見直し、再設定などを行う予定であります。

次に、第2章、前計画の取り組みと達成状況であります。アンケート調査結果などで、生活習慣病の増加要因がわかり、生活習慣改善のための対策の強化が必要であることが理解でき、第2次計画策定に向けての検討を行ったとのことであります。

そして、第3章、朝倉市における健康水準の現状では、統計から見える現状を、第4章、計画の施策展開については、健康寿命の延伸を目指して生活習慣病の早期発見、重症化予防の推進に取り組んでいくことが重要であること、第5章、計画の推進に向けてでは、推進のための体制、方法、評価が示されています。特に評価については、市役所内組織による取り組みの点検、評価及び関係団体による健康づくり活動実施状況等は、朝倉市健康づくり推進協議会において検討、協議し、本計画の推進体制をとっており、5年後に中間評価を行うとのことであります。

主な質疑の内容としましては、まず、計画の中で重点的に取り組む内容とされている健診受診率の向上について、旧朝倉町から続いている朝倉診療所での誕生月健診のように、誰にでも必ずある誕生月に受診するなど、市民への意識づけができる取り組みについて、さらに知らせるべきとの質疑がありました。

それに対しては、健診は年1度、受診することが大切であり、誕生月健診も確かに大きな効果があるが、それ以外でも受診率向上への取り組みとして、医療機関への特定健診委託期間の2カ月延長、集団健診を予約しながら未受診者であった場合は、再度通知し、受診を促すなど工夫していることや、市民に健診を受けようと思わせるための意識改革が必要だと考え、関係課や健康づくり関係団体とで出前講座や生活習慣病についての講座を行っているとの答弁がありました。

また、市民の健康づくりを支える取り組みとして、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施及び情報提供をしますという部分について、現在、接種による副作用などが問題となっており、原因究明がされ、安全と判断された時点で記載すべきではないかとの質疑がありました。

これについて、現状では国が副作用の原因究明をしており、積極的な勧奨をしないことにもなっているが、この接種がほとんどの先進国で取り組まれ、子宮がんの罹患率がかなり下がることなどの効果があることや、罹患者が年々若年化していることから、計画に盛り込んだほうがよいと判断したとのことであります。ただし、正確な情報を流すのは市の責任であるので、その啓発には努めていきたいとの答弁がありました。

また、この計画に対する実施計画を作成する必要があるのではないかという質疑については、市役所内組織及び関係団体により、毎年の重点的取り組みについて評価する体制をとり、その結果について、朝倉市健康づくり推進協議会で計画と評価について審議する場を設けていること、それに基づき、次年度予算に重点的取り組みの具体的計画を盛り込んでいるとの答弁がありました。

これについては、毎年の予算の中で重点目標が明確になる形で行い、今後、本格化される事務事業評価システムの中で評価し、成果が上がるように取り組むことを要望しました。

本委員会といたしましては、成果が上がる取り組みを毎年立てながら、目標達成に努力し、この計画のもと、市民の健康増進に努めていただくよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第110号議案交通事故による損害賠償についてであります。

本件は、公務遂行中に発生した交通事故によって、被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められているものであります。

内容といたしましては、平成25年9月11日、午後4時ごろ、加害者が公用車を運転中、進入する道路を誤ったため、もとの道路に戻ろうと転回したところ、被害者の運転する中型乗用自動車の左後部に接触し、損害を与えたものであります。

和解契約につきましては、市から相手方に損害賠償金として6万60円を支払う内容となっているところであり、全額保険で処理されるものであります。

執行部の説明によりますと、加害者が敬老の日の記念品を配付する途中の事故であったとのことであります。

本委員会といたしましては、公務遂行中に起こした事故による措置であり、やむを得ないとしながらも、今後、さらなる事故防止の対策に努めるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第113号議案指定管理者の指定について（学童保育所）であります。

本件は、朝倉市学童保育所条例第9条の規定に基づき、朝倉市甘木学童保育所等の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会に議決を求められているものであります。

今回は12の学童保育所について指定管理者の指定をするものであります。全ての指定管理者候補者はその保護者会で、募集方法は非公募、指定期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間であります。

選定経過については、まず募集要項に定める選定基準に基づき、応募団体から提案された事業計画書、収支計画書及び関係資料による書類審査のほか、応募団体による説明や質疑応答による聞き取り調査を行い、施設所管課である子ども未来課にて事前審査を行ったとのことであります。

その後、朝倉市指定管理者候補者選定委員会において、子ども未来課が作成した指定管理者候補者選定案が妥当かどうか審査するとともに、その候補団体が当該施設の指定管理者としてふさわしいかを判断し、団体から提出された計画書や資料を選定基準等に照らし審査を行った結果、指定管理者として適格と判断し、応募団体を選定したということになります。

審査に当たりましては、杷木地域小学校に統廃合の話があり、当然、その影響が学童保育所にも及ぶと考えられるため、保護者を安心させるためにも対応を慎重に行うこと。また、子ども・子育て関連3法の成立により、学童保育所の充実が推進されようとしている中、有資格者の確保等がスムーズにいくような体制をとるよう要望したところであります。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第92号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第93号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第102号議案朝倉市浄化槽条例及び朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第102号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案第2次朝倉市健康増進計画の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第110号議案交通事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第113号議案指定管理者の指定について（学童保育所）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第113号議案は原案のとおり可決されました。

10分間休憩をいたします。

午前11時零分休憩

午前11時10分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第94号議案ほか7件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇）

○建設経済常任委員長（中島秀樹君） ただいま議題となりました第94号議案ほか7件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

まず、第94号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてです。

これは、歳入歳出をそれぞれ1,789万3,000円減額し、予算総額を20億9,667万5,000円とするものです。昨年度の九州北部豪雨の災害復旧に従事する技術職員が本年4月より下水道課から災害復旧班へ流動的配置されたことによる1名の減、さらに本年4月より開始している下水道事業窓口サービス業務の進捗状況に応じ、10月から事務職員を1名減員したことに伴い、人件費を減額するものです。

委員会では、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第95号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてです。

これは、両筑平野用水2期事業負担金が増額になったため補正をするものです。資本的支出を131万5,000円増額し、支出合計を2,456万3,000円としています。

委員会では、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第96号議案平成25年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）についてです。

収益的収入及び支出においては、水道事業収益を23万6,000円減額し、収入合計を4億7,233万2,000円とし、水道事業費用を880万6,000円減額し、支出合計を4億5,883万8,000円としています。これは昨年度の九州北部豪雨の災害復旧に従事する技術職員が本年4月より水道課から災害復旧班へ1名流動的配置されたことにより、人件費を減額するものです。

また、資本的収入及び支出においては、資本的収入を22万5,000円増額し、収入合計を

1億6,402万7,000円とし、資本的収支を44万円増額し、支出合計を2億2,841万3,000円としています。これは両筑平野用水2期事業負担金の増額分について補正するものです。

委員会では、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第103号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは道路法等の一部を改正する法律及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が施行されたこと並びに消費税及び地方消費税に係る税率が改定されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

国の事業で、道路占用料を徴収することができるものは国有林野事業に限られていましたが、この国営企業形態の廃止に伴い、道路占用料を徴収できる国の事業がなくなったことを受け、規定の整理を行うものです。

また、占用期間が1カ月に満たない場合は占用料に消費税等を課せられることになっているので、5%から8%への消費税改正に伴い、規定の整理を行うものです。

委員会では、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第104号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてです。

市営住宅恵比須町団地が公共下水道に接続し、汚水処理施設を廃止したこと及び市営住宅林田東団地に汚水処理施設を設置することに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

具体的には、市営住宅入居者の浄化槽使用料の均衡を図るため、浄化槽設置済み5団地と、今後設置予定の4団地の平均月額算定に基づき、今後、市営住宅に設置する浄化槽の1戸当たりの月額使用料を1,080円にしようとするものです。

委員会では、今回廃止する恵比須町団地の汚水処理施設使用料との比較や月額使用料の算定根拠の確認、入居者への月額使用料の説明を行ったかなどを確認し、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第106号議案財産の取得について（付替林道用地）についてです。

これは小石原川ダム建設に伴う付替林道開設事業に係る朝倉市江川字栗河内33番地1地内ほか14筆の土地、約1万7,000平方メートルを6,466万円で取得するものです。水資源機構との協定により、用地所得については朝倉市が行い、工事については水資源機構が行います。

なお、用地取得に係る経費は、全額水資源機構が負担します。

この林道は、全長約5.1キロメートルで、そのうち朝倉市分が約3キロメートルあり、用地取得は平成26年度完了予定です。供用開始については、ダムの予定工期が平成31年度

に変更されたため、それまでには水資源機構と協議しながら決定する予定です。

委員会では、取得価格の単価についての質疑を行い、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第111号議案うきは市道路線の認定の承諾についてです。

これは、道路法第8条第3項の規定に基づき、うきは市長がうきは市の区域を越えて朝倉市区域の一部にうきは市道路線を認定することについて承諾するに当たり、同条第4項の規定により、議会の議決を求めるものです。

この路線は、現在、朝倉市が朝倉中島第1線として市道認定し、管理している路線ですが、うきは市から同市が管理するスポーツ施設、スポーツアイランドへ進入するための主要な道路として改良し、維持管理を行うために市道認定を承諾願いたい旨の文書が提出されたため、議会の議決を求められているものです。

審査では、うきは市が市道認定を行った後も財産所有権は朝倉市に残り、維持管理はうきは市が行っていくことや、道路占用料は取らないこと、改良工事について朝倉市の負担金はないことなどを確認しました。

委員会では、現地調査を行い、改良後はうきは市民の利用が今以上ふえることが見込まれることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第112号議案市道路線の認定についてです。

本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道2路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

路線の概要を説明します。白鳥1号線は幅員6メートル、延長71.8メートルの朝倉市甘木字白鳥、甘木の本町に新設された道路です。

本委員会は、現地調査を行い、認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論であります。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第94号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第95号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第96号議案平成25年度朝倉市水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第103号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第106号議案財産の取得について(付替林道用地)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第111号議案うきは市道路線の認定の承諾についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第111号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第112号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第112号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた25請願第2号を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇)

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました25請願第2号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

25請願第2号新聞の軽減税率に関する請願書についてであります。

この請願の趣旨は、今後予定されている消費税引き上げに際し、新聞購読料への軽減税率の適用を実現することにあります。

軽減税率については、政府与党で導入に積極的な公明党と、税込減などを理由に慎重であった自民党の2党間で調整が続いていましたが、2014年度税制改正大綱に消費税10%時に導入すると明記することで合意したとのことあります。ただし、導入時期は、税率10%への引き上げ時と引き上げ後のどちらとも解釈できる表現になっており、また、対象品目など、制度の内容については引き続き検討するとのことあります。

本委員会におきましては、今回の増税には理由があり、そもそも軽減税率を考えるべきではなく、購読率が低下したのは、新聞という媒体を通してであり、他の媒体を通して情報を手に入れると考えられるため、新聞購読料に軽減税率を適用するべきではないとの反対意見があったところあります。

また、一方で、活字離れが進む中、新聞が国民の知る権利を支えているということは理解でき、生活必需品を中心に軽減税率を導入しようという流れがある中で、それに新聞を含むべきであるとの賛成意見が出され、採決の結果、本委員会といたしましては、本請願の趣旨に賛同し、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、25請願第2号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、25請願第2号新聞の軽減税率に関する請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、25請願第2号は採択することに決しました。

次に、第91号議案の審議を行います。

それでは、第91号議案平成25年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時38分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、環境民生常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。これを一括上程し、まず市長の提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

第115号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員、釜堀幸男の任期が平成26年3月31日に満了することに伴い、再度、同人を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○市長（森田俊介君） 補足説明があれば承ります。

次に、意見書案について提案理由の説明を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇）

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） それでは、意見書案第7号につきまして、提出者

を代表しまして、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました25請願第2号新聞の軽減税率に関する請願書の趣旨に沿いまして提出した次第であります。

何とぞ、御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(手嶋源五君) お諮りいたします。

発議案第6号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩をいたします。その場でお願いをいたします。

午前11時41分休憩

午前11時43分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第115号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第7号新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出についてを議題とします。質疑はありませんか。19番梶原康嗣議員。

○19番(梶原康嗣君) 誤字の訂正があらうかと思っておりますので、訂正方を求めたいと思いますが、上から4行目に、「年齢を問わずに」が、やっぱり「問わずに」、正確に意見書は提出していただきたいと思っておりますので、多分「問わずに」だろーと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(手嶋源五君) ほかに。よろしいですか、今のは。誤字があると、委員長。

○環境民生常任委員長(柴山恭子君) 申しわけございませんでした。訂正いたします。

○議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

発議案第6号については、質疑を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

意見書案第7号及び発議案第6号については、会議規則第35条第2項の規定により、第115号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第115号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第115号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第7号新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第6号議員の派遣についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議決した発議案第6号については、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成25年第5回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時48分閉会